

平成30年度 第2次

新製品・新サービス・新技術開発補助金

公募要領

平成30年8月

公益財団法人さいたま市産業創造財団

目 次

ページ

1	事業の概要	2
	(1) 目的 (2) 事業の対象範囲 (3) 事業期間 (4) 応募資格 (5) 補助額 と補助率 (6) 採択件数 (予定) (7) 審査及び審査項目	
2	応募手続	3
	(1) 応募 (2) 応募受付期間 (3) 申請先、申請方法 (4) 審査結果の通知	
3	補助金の支払い	4
	(1) 対象経費 (2) 事業の開始 (3) 本事業の結果報告について	
*	申請様式	別添

新製品・新サービス・新技術開発補助金

公募要領

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）では、さいたま市の経済発展に貢献する新製品・新サービス並びに新技術を開発するための調査研究・試作開発を、以下の要領で広く募集します。

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、市内中小企業者が、新製品・新サービス開発並びに新技術開発に係る調査研究、試作開発に要する経費の一部を公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が補助することにより、企業の成長・発展を図るとともに、地域産業の振興に寄与することを目的としています。

(2) 事業の対象範囲

本事業は、新製品・新サービス・新技術を開発するための、市場ニーズや研究開発動向の調査、課題解決手法の妥当性の検証等を目指した調査研究・試作開発（改良を含む）を対象とします。

※新製品・新サービスとは、申請年度の翌2事業年度（2021年3月まで）以内に上市を予定しているもの、または、上市から3年以内のものとなります。

(3) 事業期間

交付決定日より平成31年2月28日までとします。

(4) 応募資格

補助の対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- ①さいたま市内に主たる事業所を持ち引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。
- ②同一内容で国・都道府県・市区町村・公益法人等から補助を受けてない中小企業であること。

(5) 補助額と補助率

補助額： 1社に対して、70万円（税抜き）以内

補助率： 2/3 補助

(6) 新規採択件数

3件程度（予定）採択します。

※採択額が予算額に達成次第、応募受付期間終了を待たず、終了します。

(7) 審査および審査項目

「財団」は、提出順に、審査会により採択・不採択を決定します。

審査項目は、以下のとおりです。

1. 新規性について

- ・本開発と自社内の既存事業との関連性、違い
- ・研究開発の開発要素の新しさ
- ・従来技術等・競合他社が有する製品・サービス・技術との比較

2. 優位性について

- ・競合製品・サービス、既存製品・サービスに対する優位な点
- ・市場・業界への技術的な波及効果
- ・自社にもたらす経済的効果等（自社の成長や発展）

3. 市場性

- ・狙いとする市場、対象顧客
- ・獲得可能と考える市場規模
- ・市場に投入する時期、手法
- ・価格競争力、売上見込み

4. 実現性について

- ・本開発の技術的課題とその解決方法
- ・実施体制・実施スケジュール
- ・本事業の基礎となる調査、研究開発等の実績
- ・知的財産権の出願又は保有・事前調査・実施許諾

2 応募手続

(1) 応募

① 申請様式

- ・申請様式は、本公募要領によるものを必ず使用してください。
これに示された形式以外での申請は認められません。
- ・申請書の用紙の大きさはA4判で、片面印刷でお願いします。
- ・記入に際しては、内容の正確を期すため、パソコンなどで作成し、判読しやすいものにしてください。
- ・申請書類は日本語で作成してください。

② 必要書類

- ・申請書 …………… 正1部
企業の代表者印があるものに限り
（様式第1号、様式第1-2号、様式第1-3号、様式第1-4号、様式第1-5号）
※様式第1-5号は、該当事業がある場合のみご提出してください。
- ・決算報告書
（直近2期分）…………… 1部
※事業年度が、2期分に満たない場合は、直近期決算報告書
- ・その他 補足資料…………… 1部

(2) 応募受付期間

平成30年8月1日（水）～平成30年9月28日（金）

(3) 申請先・申請方法

- ・申請先
公益財団法人さいたま市産業創造財団 支援・金融課 鈴木、羽鳥
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3
TEL 048-851-6652 FAX 048-851-6653
- ・申請方法
事業内容を説明できる方の持参による。

(4) 審査結果の通知

審査会により、補助金の可否を決定したときは、新製品・新サービス
・新技術開発事業補助金交付可否決定通知書により、申請者に審査結果を通知します。

3. 補助金の支払い

当事業終了後、実績報告書および経費の支払証憑の提出を受けて。金額を確定した後に、支払いとなります（精算払い）。

(1) 対象経費

補助対象とする経費は、新製品・新サービス・新技術の開発・調査遂行に直接必要な経費とします。

具体的には、以下の項目の経費です。

① 原材料・副資材費

試作品の開発に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に係る経費

※消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満または取得価格が10万円（税抜き）未満のものとなります。

※購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。

② 調査費

本事業における想定顧客のニーズを確かめるために、市場調査を調査会社又は業界団体等に調査・分析を委託・外注するのに要する経費

（例、対象商品の市場調査、モニター調査等）

※委託・外注先の会社概要や社歴（経歴）書を提出してください。

③ 外注費

自社内で直接実施することができない技術検討等の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、仕様書において実施内容を具体的に指示できるもの（例、原材料等の製造・加工等）

④ 共同研究費

共同研究契約により、大学、試験研究機関等の中で、共通の課題について分担して行う技術検討等を実施するために要する経費

⑤ 委託費

自社内で直接実施することができない技術検討等の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、実施するものにおいて創意工夫、検討が必要なもの

（例、技術課題の解決に向けた検討、試験、分析鑑定等の委託）

※委託費を計上する者は、当該委託契約に基づき委託先に対して、当該委託内容の成果、経理処理状況の妥当性を確認した上で、委託金額を確定する必要があります。

※委託費として、計上できるのは委託対象経費とされている経費に限りますが、次の経費については、委託費として計上することは認められません。（謝金、賃貸借費に該当するもの。）

⑥ 謝金

アドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導（技術流出防止を含む）を特に必要とする場合に支払われる謝金に係る経費

⑦ 技術導入費

知的財産権等の導入が必要となる場合に所有権者等に支払われる経費

⑧ 賃貸借費

機械装置備品のレンタル・リース代、レンタルサーバー代等

※所有権移転型ファイナンスリースは補助対象経費として計上できません。

※リースの場合、その期間については合理的な期間を設定し、各年度の事業委託期間中に要する経費のみとします。契約期間が事業委託期間を超える場合の対象経費は、按分等により算出された事業委託期間分となります。

※対象経費全般にわたる留意事項

i) 次のいずれかに該当する経費については対象外となります。

- ・採択日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水道費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・商品券等の金券
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・不動産の購入費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・収入印紙

- ・ 振込等手数料（代引手数料含む）
 - ・ 公租公課
 - ・ 還付制度のある海外付加価値税
 - ・ 各種保険料
 - ・ 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの
（例えば、パソコン、プリンタ、自動車等（修理費・車検費用含む）など）の購入費
 - ・ 中古品の購入費
 - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ii) 共同研究体内（アドバイザーを除く）での取引にかかる費用を補助対象経費に含める場合には、利益排除を行い原価とする必要があります。同様に、自社調達を行う場合にも、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。
- iii) この事業における発注先の選定にあたっては、単価50万円（税抜き）又は事業者が定めた内規等に抛り、相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- iv) 試作品の有償譲渡（ただし、サンプル出荷等川下業者からの評価を受けることを目的として、事業者が支出した原価相当での有償譲渡を除く）や製品の販売を行うなどの営利活動に値する行為は認められません。

(2) 事業の開始

申請者は、審査会による審査による交付決定をもって事業を行うことができます。

(3) 本事業の結果報告等について

- ① 本事業の実施期間の終了日までに「結果報告兼補助金請求書」（様式第

3号) 及び関連証憑を財団に提出してください。

- ② 結果報告書提出後、事業効果の確認のため、事業が完了した年度の翌年度から、2年間は補助事業の実施結果について、成果報告書を提出してください。

【様式第1号】（第6条関係）

新製品・新サービス・新技術開発事業
補助金交付申請書

年 月 日

公益財団法人さいたま市産業創造財団
理事長 殿

新製品・新サービス・新技術開発補助金について以下のとおり申請いたします。

1. 申請テーマ

--

2. 調査研究・試作開発の概要（全角200文字以内）

--

※詳細は調査研究・試作開発計画内容等説明書に記入してください。

3. 申請者

住所：	
名称：	
代表者役職・氏名：	印
Tel：	Fax：
E-mail：	

連絡担当者所属役職・氏名：	
Tel：	Fax：
E-mail：	

4. 総括担当者

(フリガナ)：	
氏名：	
所属役職：	
Tel：	Fax：
E-mail：	

【様式第 1-2 号】（第 6 条関係）

新製品・新サービス・新技術開発事業 実施体制及びスケジュール

1. 調査研究・試作開発の拠点となる施設（主たる実施場所）

施設名称：

住所：

2. 実施者

調査研究・試作開発 実施者 (機関名)	代表者 役職氏名	連絡先

3. 実施体制図

--

スケジュール（調査研究、試作開発期間 ○○月間）

実施内容	実施者	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月	○ 月

【様式第 1-3 号】（第 6 条関係）

調査研究・試作開発計画内容等説明書

申請テーマ：
1. 新規性について
① 本開発と自社内の既存事業との関連性、違い
② 研究開発の開発要素の新しさ
③ 従来技術・競合他社が有するサービス、技術との比較
2. 優位性について
① 競合製品・サービス、既存製品・サービスに対して優位な点
② 市場・業界へ技術的な波及効果
③ 自社にもたらす経済的効果等（自社の成長や発展）

3. 市場性について

① 狙いとする市場・対象顧客

② 獲得可能と考える市場規模

③ 市場に投入する時期、手法

④ 価格競争力、売上見込み

4. 実現性について

① 本開発における技術的課題とその解決方法

② 実施体制・実施スケジュール 【様式 1-2 号】を参照

③ 本事業の基礎となる調査、研究開発等の実績

（期間、内容）（大学や公設の試験研究機関等からの技術協力の有無）

④ 知的財産権について

ア) 本事業に係る技術について特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等で先行調査をしているか

イ) 本事業に必要な知的財産権を出願又は保有しているか、それはどのような権利か

特許権、実用新案権、意匠権、商標権（公開番号又は登録番号〇〇〇〇）、ノウハウ等

ウ) 本事業に必要な知的財産権の実施許諾を受ける予定であるか、それはどのような権利か

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等

【様式第 1-4 号】（第 6 条関係）

交付申請額 内訳

区 分	明 細	金 額（円） （税抜金額）	備 考
1. 原材料・副資 材費			
2. 調査費			
3. 外注費			
4. 共同研究費			
5. 委託費			
6. 謝金			
7. 技術導入費			
8. 賃貸費			
9. 合 計 （税抜金額）			
交付申請額			上記 9 . の 2 / 3 の額。 （千円未満切捨）但 し、上限 7 0 万円を限 度とします。

※費用の額がわかる見積書（写し可）を併せて提出してください。

【様式第 1-5 号】（第 6 条関係）

類似計画等状況説明書

事業名称	
事業主体 (関係省庁等)	
テーマ名	
総括代表者	
調査研究・試 作開発等 実施者	
提案額	千円
受託期間	
調査研究・試 作開発内容	
その他	

様式第3号（第8条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長 宛

所 在 地
 名 称（法 人 名）
 代 表 者（職・氏名）

印

新製品・新サービス・新技術開発事業
 結果報告兼補助金請求書

平成 年 月 日付 文書番号 さ創支発第〇〇号で交付決定のあった事業について、事業が完了したので下記のとおり報告し補助金を請求します。

申請テーマ										
事業期間	年 月 日			～	年 月 日					
結果概要	別紙にて、詳細結果報告書（様式自由）をご提出ください。									
請求金額									円	
振込先金融機関	銀行			本店						
	金庫			支店						
	組合			出張所						
口座種別	普通 当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

※契約書、請求書と領収書の写し等一連の支払証憑を添付してください。

交付申請額・執行額 内訳

区 分	申請額 (円)	金 額 (円) (税抜金額)	備 考
1. 原材料・副資材費			
2. 調査費			
3. 外注費			
4. 共同研究費			
5. 委託費			
6. 謝金			
7. 技術導入費			
8. 賃貸費			
9. 合 計 (税抜金額)			
交付申請額			上記9.の2/3の額。 (千円未満切捨) 但し、上限70万円 を限度とします。

※契約書、請求書と領収書の写し等支払証憑を添付してください。